

## ○特別研究員の研究奨励金に関する取扱要項

〔平成15年10月1日  
理事長裁定〕

改正 平成24年12月1日  
平成26年12月24日  
平成29年4月1日  
平成30年4月1日  
令和元年10月1日  
令和2年11月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、日本学術振興会（以下「振興会」という。）が特別研究員に対して研究を奨励するために支給する資金（以下「研究奨励金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(研究奨励金の内容)

第2条 研究奨励金は、次に掲げる経費に充てるために支給するものとする。

- 一 特別研究員の生計の維持に必要な経費
- 二 特別研究員の研究の遂行に関連する経費

2 前項第二号に掲げる経費（以下「研究遂行経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 学会関係経費
- 二 各種研究集会等への参加費
- 三 学術調査に係る経費
- 四 自宅での研究に必要な経費
- 五 所属・関連機関への交通費

(研究奨励金の支給方法)

第3条 振興会は、前年度の2月末までに、特別研究員に対して、研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望するか否かの申告を求めるとする。

2 研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望する旨の申告をした特別研究員については、振興会は、研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給するものとする。ただし、特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）については、主要渡航期間中は研究遂行経費の取扱いを受けることができないものとする。

3 研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望しな

い旨の申告をした特別研究員については、振興会は、研究奨励金の全額を第2条第1項第1号に掲げる経費として支給するものとする。

- 4 振興会は、原則として毎月20日（当日が休日又は銀行の休業日の場合は、その翌日とする。）に、源泉徴収額控除後の研究奨励金を特別研究員の本人の銀行口座に振り込むことにより支給するものとする。

（研究遂行経費の確認）

第4条 研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給された特別研究員は、翌年の4月20日（中途辞退の場合は、その日より20日以内）までに、研究報告書と併せて、研究遂行経費の支出報告書を作成して、振興会へ提出しなければならない。

- 2 振興会は、前項の書類の提出を受けた場合には、当該書類の審査を行い、当該期間中に特別研究員の支出した研究遂行経費が、研究奨励金のうち、その3割相当額以上であることを確認する。

- 3 振興会は、前項の研究遂行経費が研究奨励金のうち、その3割相当額以上であることを確認できなかった場合には、当該部分について源泉徴収を行う。

（研究奨励金の支給の中断、停止又は取り止め）

第5条 特別研究員が出産・育児に係る採用の中断の扱いを受ける場合及び病気を理由とする採用の中断の扱いを受ける場合には、振興会は、当該特別研究員に関する採用中断期間の研究奨励金の支給を中断することとする。

- 2 特別研究員が出産・育児を理由に研究再開準備支援の扱いを受ける場合には、振興会は、当該特別研究員に関する研究再開支援期間の研究奨励金の半額を支給することとする。

- 3 特別研究員の資格を喪失したり、又は取り消された場合には、振興会は、当該特別研究員に関するその翌月以降の研究奨励金の支給を停止又は取り止めることとする。

- 4 特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）については、主要渡航期間が3年間未満となった場合、3年間に満たなかった月数分を採用期間から減ずるものとし、当該月数分の研究奨励金を支給しないものとする。

- 5 月の途中で特別研究員が採用又は辞退したり、その資格を喪失した場合にあつては、振興会は、以下のとおり当該月の研究奨励金の額を減ずるものとする。また、資格を取り消された場合については、別に定めるものとする。

区 分	減 額 の 基 準
月の1日から15日までの採用の場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降の採用の場合	当該月分の2分の1の額を減額する
月の1日から15日までの辞退の場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降の辞退の場合	当該月分の2分の1の額を減額する
月の最終日の辞退の場合	当該月分を全く減額しない
特別研究員が死亡した場合	当該月分を全く減額しない

(研究奨励金の返還)

第6条 特別研究員は、出産・育児に係る採用の中断の扱いを受けた場合、又は病気を理由とする採用の中断の扱いを受けた場合において、受給資格がないにもかかわらず支給を受けた研究奨励金があるときは、速やかに当該研究奨励金を振興会に返還しなければならない。

2 特別研究員は、「独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業実施要項」(平成15年11月17日理事長裁定)(以下「実施要項」という。)第12条の規定により資格を喪失する場合、次の各号の定めるところにより、資格を喪失した日以降に支給された研究奨励金を速やかに振興会に返還しなければならない。

一 特別研究員としての研究を継続できない場合、研究を継続できなくなった日に資格を喪失する。

二 研究の進捗状況に著しい問題が生じ、所期の研究成果を達成できなくなった場合、当該研究成果の達成ができないことの実事が確定した日に資格を喪失する。

三 研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助又は報酬(以下「報酬等」という。)について、振興会が受給を認める範囲に違反した場合、当該違反が発生した日に資格を喪失する。

四 振興会が定める渡航期間の上限を超えた場合、渡航上限期間の翌日に資格を喪失する。

五 特別研究員-CPDについて、振興会が定める渡航開始日、渡航終了日の義務に違反した場合、又は無断で一時帰国や渡航期間変更等、渡航計画の変更を行った場合、当該義務に対して違反となった日、又は無断による変更後の渡航計画を遂行した日に遡って資格を喪失する。

六 採用後の諸手続きに係る書類が期限内に提出されなかった場合、又は記載事項に虚偽が発見された場合、当該書類の提出期限の翌日に資格を喪失する。

七 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合、採用開始時に遡って資格を喪失する。

八 その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為をした場合、当該行為の実事が確定した日に資格を喪失する。

3 特別研究員が、実施要項第12条第三号の規定に該当すると認められる場合であって、当該特別研究員が次の各号を満たすときは、前項第三号の規定にかかわらず、特別研究員の資格を喪失しない取扱いとすることができる。

一 特別研究員の資格の継続を希望すること

二 振興会が認める範囲に違反して報酬等を受給する状態を解消すること

三 支給済みの研究奨励金額を上限として、振興会が認める範囲に違反して受給した報酬等の総額に相当する額の研究奨励金を振興会に返還すること

4 特別研究員が、実施要項第12条第四号の規定に該当すると認められる場合であって、当該特別研究員が次の各号を満たすときは、第2項第四号の規定にかかわらず、特別研究員の資格を喪失しない取扱いとすることができる。

一 特別研究員の資格の継続を希望すること

二 振興会が定める渡航期間の上限に係る違反が発覚した日以降、速やかに帰国すること

5 特別研究員が、実施要項第12条第六号の規定のうち、採用後の諸手続きに係る書類を期限内に提出しなかった場合であって、当該特別研究員が次の各号を満たすときは、第2項第六号の規定にかかわらず、特別研究員の資格を喪失しない取扱いとすることができる。

一 特別研究員の資格の継続を希望すること

二 採用後の諸手続きに係る書類について速やかに提出すること

(資格の変更)

第7条 特別研究員－DCが学位取得等により特別研究員－PDに資格を変更した場合に採用期間の残期間について支給する研究奨励金の額は、以下のとおりとする。

区 分	資格変更後に支給する研究奨励金の額
平成27年度以降の採用者（学位取得者）	DCに支給する額
平成27年度～29年度の採用者（単位修得退学者）	DCに支給する額

附 則

この要項は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月1日）

この要項は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日）

この要項は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日）

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、第5条第5項については、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年11月1日）

この要項は、令和2年11月1日から施行する。なお、本要項について、施行日以降に在籍する特別研究員を対象とし、当該特別研究員の採用開始時から適用する。